

## 人文・社会系2学会の学術誌電子化の試み —日本文化人類学会と日本オセアニア学会—

日本文化人類学会  
日本オセアニア学会 山本真鳥  
(法政大学経済学部)

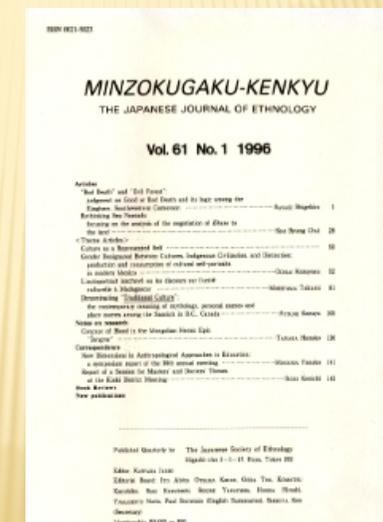
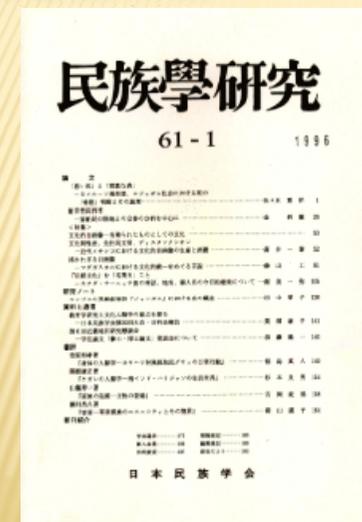
## 要点

- × 日本文化人類学会（会員約2000名）
- × 日本オセアニア学会（会員約300名）  
の経験
- × 日本の人文・社会系学会誌の著作権慣行と電子化
- × 学会誌の公共性
- × 電子化普及と学会誌のビジネスモデル

## 日本文化人類学会

- × 1934年創立
- × いくつかの変遷を経て、日本民族学会から2004年に日本文化人類学会に改称
- × 『民族学研究』 → 『文化人類学』
- × 和文誌年4回発行現在74巻刊行中
- × 英文誌（Japanese Review of Cultural Anthropology）年1回現在no.10編集中
- × 年1回の研究大会
- × 山本の関与は、広報情報化担当
- × NII（旧NACCSIS）が学会Villageを立ち上げた直後にHP作成、1997年頃

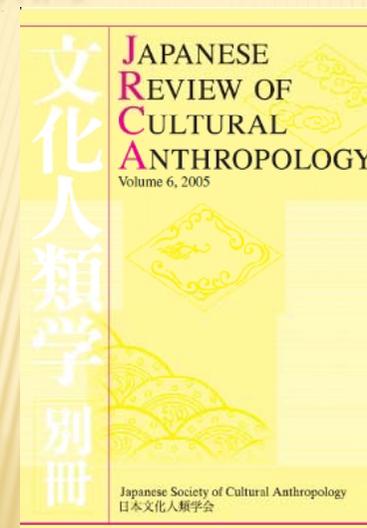
## 民族学研究



# 文化人類学



# JAPANESE REVIEW OF CULTURAL ANTHROPOLOGY



# 日本オセアニア学会

- ✕ 地域学会で、日本学術会議第19期までは、文化人類学・民俗学研連の一部
- ✕ 1977年設立
- ✕ 会員300人、年1回英文誌発刊、その他和文のニュースレターを年3回刊行
- ✕ 関西地区、関東地区の研究会を各年2回程度
- ✕ 研究大会を年1回

# PEOPLE AND CULTURE IN OCEANIA



## 電子化の形

- × すべて、NIIで公開だが、形態は異なる
- × 『文化人類学』（含『民族学研究』）は刊行後1年で有料公開（過去分すべても公開）  
会員157円、非会員367円、PPV840円
- × *Japanese Review of Cultural Anthropology*  
刊行と同時無料公開（すべて）
- × *People and Culture in Oceania*  
刊行後半年の経過後無料公開（2001年～）

## 日本文化人類学会『民族学研究』電子化

- × NIIから2000～01年頃アーカイブ化のお誘い
- × 電子化に向けて準備
- × 2002年5月末の学会総会にて、『民族学研究』バックナンバーを電子化して有料公開することを決定。またカレントも随時電子化することとする。
- × 著作権は従来通り。
- × 主力をバックナンバーの販売から電子媒体での有料公開へと切り替える。

## 日本文化人類学会の著作権慣行 1

- × 論文集や全集などに論文の再録を行うことがしばしば。
- × 多くの人文・社会系学術誌（和文）には規定がない。
- × NIIの相談窓口では、規定がなければ著作権は著者にある、とのこと。
- × そこで、総会決議と寄稿規定の改正で、電子化事業を開始した。

## 『民族学研究』寄稿規定の一部改正(2002)

### 8. 著作権、その他

本書に掲載する個々の寄稿作品については、それぞれの著者に著作権があります。しかし会員個々の権利にかかわらず、日本民族学会は本学会の理念に則して、本誌ですでに公刊された論文、研究ノート、資料・通信、書評、新刊紹介その他の文章を、本誌以外の電子媒体で公開する権利を保有します。この公開に関して生じた著作権使用料等の扱いについては学会に一任するものとします。なお、本誌に発表されたものを転載する場合は、編集部にご一報の上、出版物を一部本学会にご寄贈ください。

## 機関リポジトリ制度（2005年頃から普及）

- × 各研究機関が、所属する研究者の論文等を電子媒体でアーカイブ化するもの。学術コンテンツのcommons的思想
- × これを著作権者のもとで自由に行うようになると、学会がNIIで課金して公開していても無駄。また、会員となっている意味がなくなって、退会者が増える可能性がある。
- × さらに、ただで見られるコンテンツが増えると、図書館が雑誌の購読をやめるかもしれず、学会誌購読が主目的で入会している会員は退会するかもしれない。

## 機関リポジトリ制度に対応して

- × 学術資源のcommons的発想には共感しながらも、図書館の雑誌購読停止と会員の退会に対抗するために対策が必要
- × 機関リポジトリには、最終原稿のpdfとしてもらう
- × それで、学会に著作権を委譲してもらうこととする理由のひとつ、もう一つは、
- × 学会が著作権をコントロールする方が長期的視野での学術資源の保全につながる。（著者が連絡不能の場合にも、再録等々を可能にする）

## 著作権委譲制に移行

- × 著作権を委譲してもらう制度に移行
- × しかし、印刷媒体に関してはこれまでのルールをほぼ踏襲
- × 現在、機関リポジトリは、最終原稿のpdfファイルをとす。しかし、版面をそのまま使うのは不可
- × commonsの思想が崇高であることは認めるものの、編集費を工面しなくてはならず、何らかの手段で編集費確保（現在は会費収入と会誌の販売）を確保する必要がある。
- × 著作権委譲承諾書（及び論文等利用許諾基準）

[http://wwwsoc.nii.ac.jp/jasca/publication/ijo\\_shodakusho.pdf](http://wwwsoc.nii.ac.jp/jasca/publication/ijo_shodakusho.pdf)

## 英文誌の場合

- × 『文化人類学』別冊 JRCA  
*Japanese Review of Cultural Anthropology*  
投稿は会員のみ
- × オセアニア学会誌 *People and Culture in Oceania*  
PCO、投稿は誰でも可
- × 人文・社会系で日本が焦点となっているものとはかく、それ以外の日本発の英文誌は苦戦（投稿が少ない、nativeでない編集陣）、読者は誰か
- × 無料の電子公開、公開により会員数の減少なし、むしろ手弁当で海外への普及をはかる